シスメックス株式会社は、国の「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」に基づく社内の倫理基準及び中央研究所研究倫理審査委員会基準を 定め、このほど第1回の倫理委員会を開催した。

委員会は、事務局から委員会の目的、審議の方法等について、社内基準に基づき説明があった。 続いて、研究 責任者から研究の計画について具体的な説明があった。本研究は、共同研究機関から匿名化された患者及び健常 者の検体の提供を受け、研究対象疾患と遺伝子の関係を研究し、リスク診断に応用するものである。

委員会における主な質問と回答は以下の通りです。

Q: 社内での電子化データの保管・管理方法(機密保持方法)は。

A: 本研究に使用する研究所のコンピュータは、社外はもちろん、社内の他部門から遮断されており使用後の データは当社の社内規程に 基づく極秘扱いとして管理する。

Q: 疾患によっては患者が極めて少なく, 共同研究機関の名称, 疾患名, 年齢, 性別等により匿名性が保てない場合があるのではないか。

A: そのような場合には、論文等で公表するとき匿名性が保てるよう記述に注意する。

その他研究計画書における文言の記載について意見が出され、適切な文言に修正する旨の回答があった。これらの審議の後、採決の結果全会一致でこの研究が倫理上問題ないものとして承認された。

以上